

# 摂津市自転車活用推進計画

令和2年3月

摂 津 市

## 目次

1. 総論	1
(1) 摂津市自転車活用推進計画の位置付け	1
(2) 計画区域	2
(3) 計画期間	2
2. 摂津市における自転車を巡る現状及び課題	3
(1) 自転車の利用状況	3
(2) 自転車関連事故の状況	4
(3) 高齢者の対策	5
(4) 駅周辺対策	7
3. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策	9
目標1 自転車を利用しやすいまち	9
施策1 自転車通行空間の計画的な整備	9
施策2 駅周辺の交通対策	11
施策3 レンタサイクル事業の促進	15
目標2 自転車事故のないまち	16
施策4 自転車の安全利用の促進	16
施策5 自転車利用者への交通安全教育の推進	18
別図 摂津市自転車ネットワーク路線図	別添-1
別紙 整備形態参考図	別添-2

## 1. 総論

### (1) 摂津市自転車活用推進計画の位置付け

本市においては、これまで、「摂津市交通安全推進協議会」（昭和41年設置）の取り組みにより、市民全般への交通道德及び人命尊重の高揚に努めるとともに、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（昭和55年法律第87号）や「摂津市自転車安全利用倫理条例」（平成24年条例第1号）に基づき、交通事故対策、駅前駐車場対策、駅前放置自転車対策等を推進してきた。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」（平成28年法律第113号。以下「法」という。）が平成29年5月1日に施行された。

その後、法第9条に基づき、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画である「自転車活用推進計画」（以下「国の推進計画」という。）が、平成30年6月8日に閣議決定された。また、法第10条及び11条において、都道府県・市町村（特別区を含む。）は、国の推進計画を勘案し、地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（都道府県自転車活用推進計画又は市町村自転車活用推進計画）を定めるよう努めなければならない旨が記されており、大阪府において、大阪府自転車活用推進計画（以下「府の推進計画」という。）が令和元年12月に策定されたところである。

本計画は、法に基づき、本市の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めるもので、本市における自転車の政策に関する最上位の計画として位置付ける。

## (2) 計画区域

計画区域は、摂津市全域とする。

## (3) 計画期間

法の目的や基本理念を踏まえ、自転車の活用を推進するためには、安全で快適な自転車通行空間の整備や交通安全の確保などが課題となっているが、これらの課題には長期的な視点に立って着実に取り組んでいく必要がある。

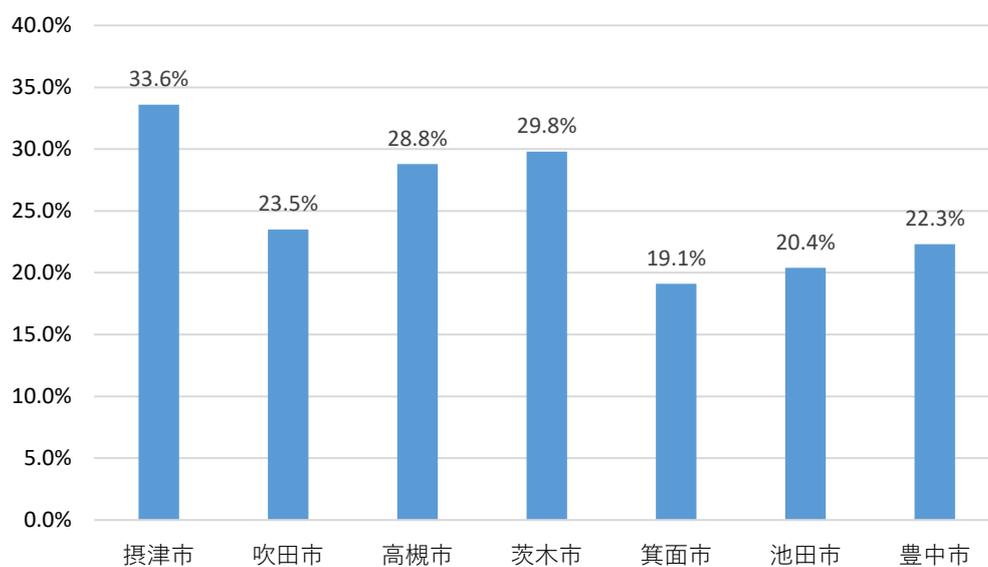
このため、本計画は令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間とする。

また、本計画については、本市総合計画や都市計画マスタープラン、社会情勢の変化等を踏まえ、国や府の推進計画の改定状況も勘案しながら、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

## 2. 摂津市における自転車を巡る現状及び課題

### (1) 自転車の利用状況

本市は、平坦な地形という特徴もあり、買物や通勤・通学での日常的な自転車利用が多くなっている。近隣他市と比較しても自転車分担率は最も高く、自転車を利用しやすい環境の整備が求められている。

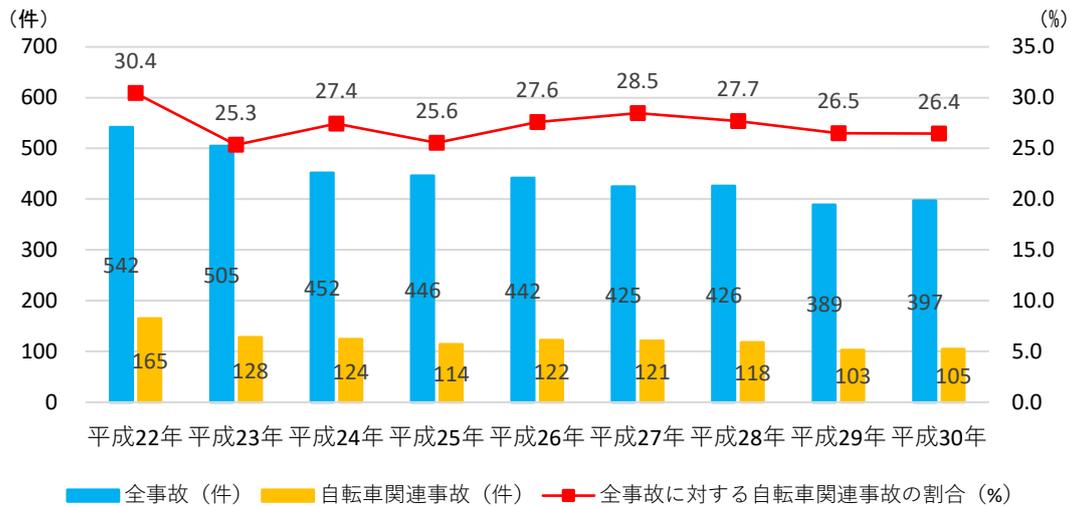


出典) 平成 22 年国勢調査より作成

図1 自転車分担率（通勤・通学）の比較

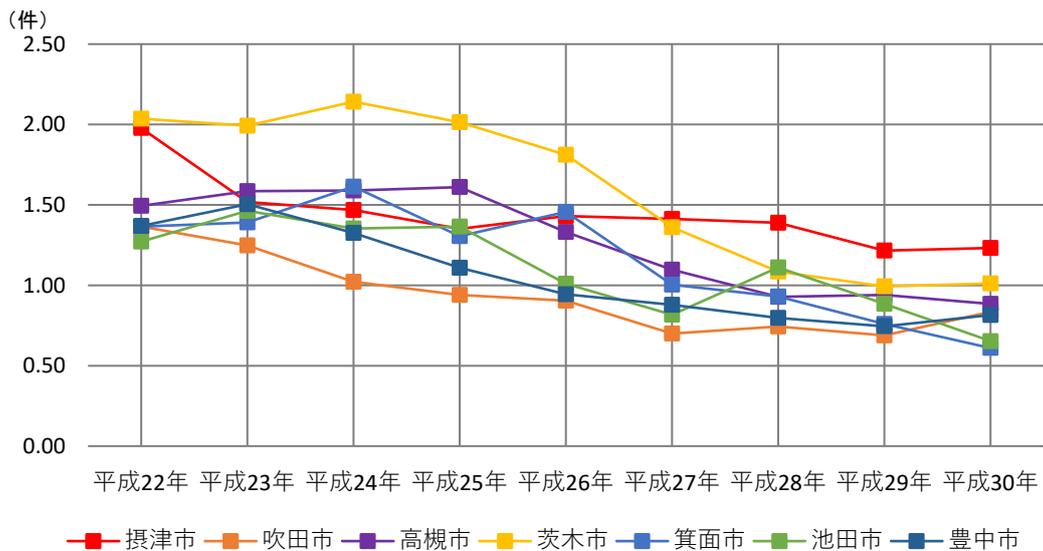
## (2) 自転車関連事故の状況

本市における自転車関連事故件数は、減少傾向にあるものの、事故全体の4分の1以上を占める状況が続いている。人口千人当たりの事故件数は近隣他市と比較して平成27年以降は最も高い水準となっており、安全で快適な自転車通行空間の整備が求められている。



出典) 大阪の交通白書 (平成 22 年～平成 30 年) より作成

図2 摂津市における自転車関連事故件数と全事故件数に占める割合の推移

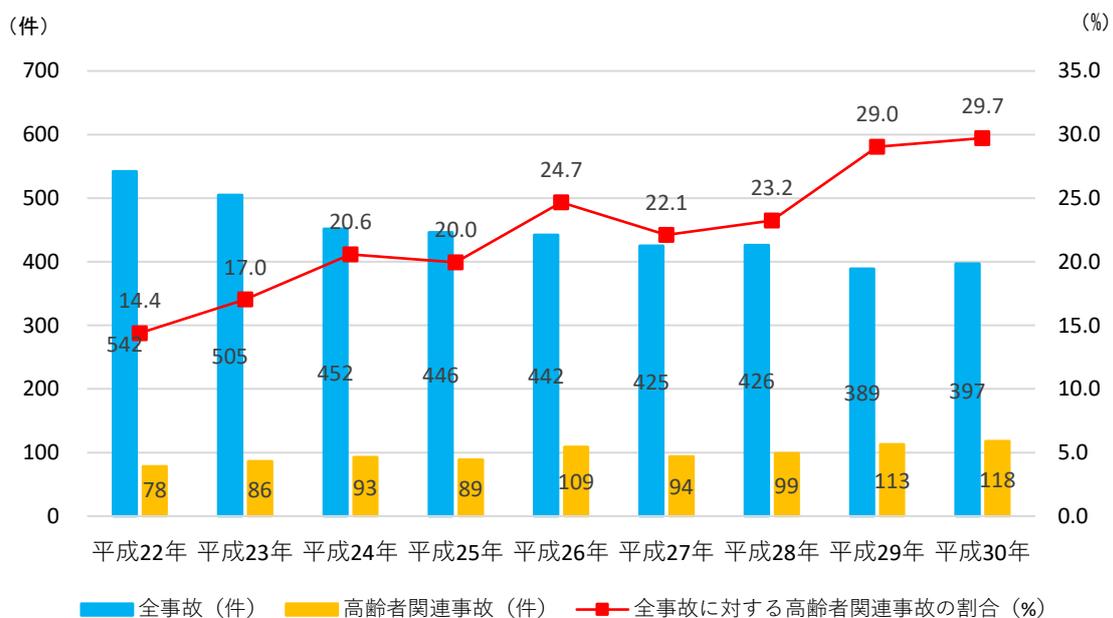


出典) 大阪の交通白書 (平成 22 年～平成 30 年) より作成

図3 人口千人当たりの自転車関連事故件数の比較

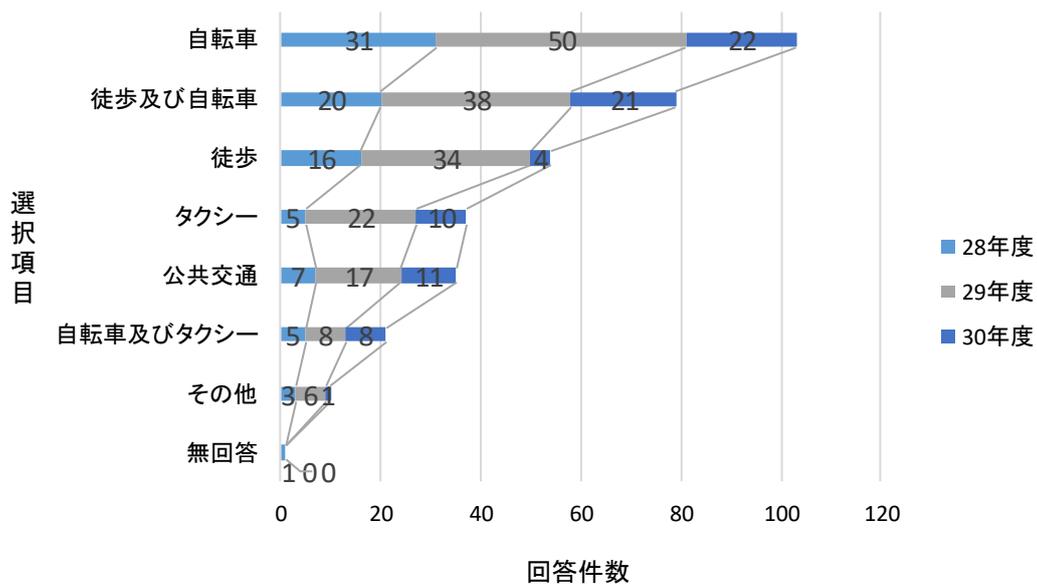
### (3) 高齢者の対策

本市における交通事故件数は減少傾向にあるものの、高齢者関連事故件数が全事故に占める割合は増加傾向にあり、昨今では、高齢ドライバーによる事故が多く報道されるようになってきている。このような中、本市では、運転免許証自主返納制度による高齢者の免許証返納を促進する独自支援など、高齢者の交通対策に取り組んでいるところである。今後、免許証を返納した高齢者の移動手段として、自転車の利用が多いことから、高齢者向けの交通安全教室の開催など、自転車対策を強化していくことが必要である。



出典) 大阪の交通白書 (平成 22 年～平成 30 年) より作成

図 4 摂津市における高齢者関連事故件数と全事故件数に占める割合の推移



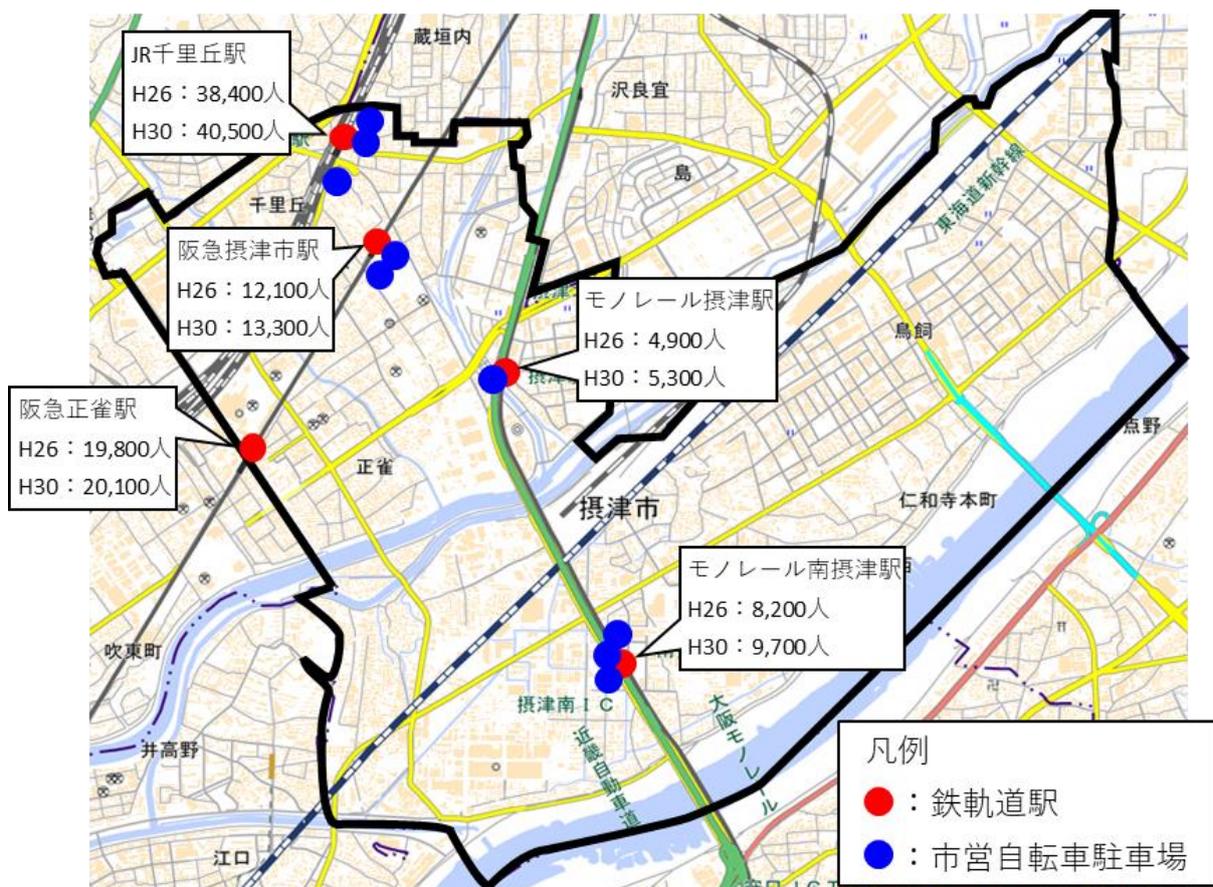
出典) 摂津市における高齢者の運転免許証自主返納者へのアンケートより作成

図5 高齢者の運転免許証自主返納後の主な移動手段

#### (4) 駅周辺の対策

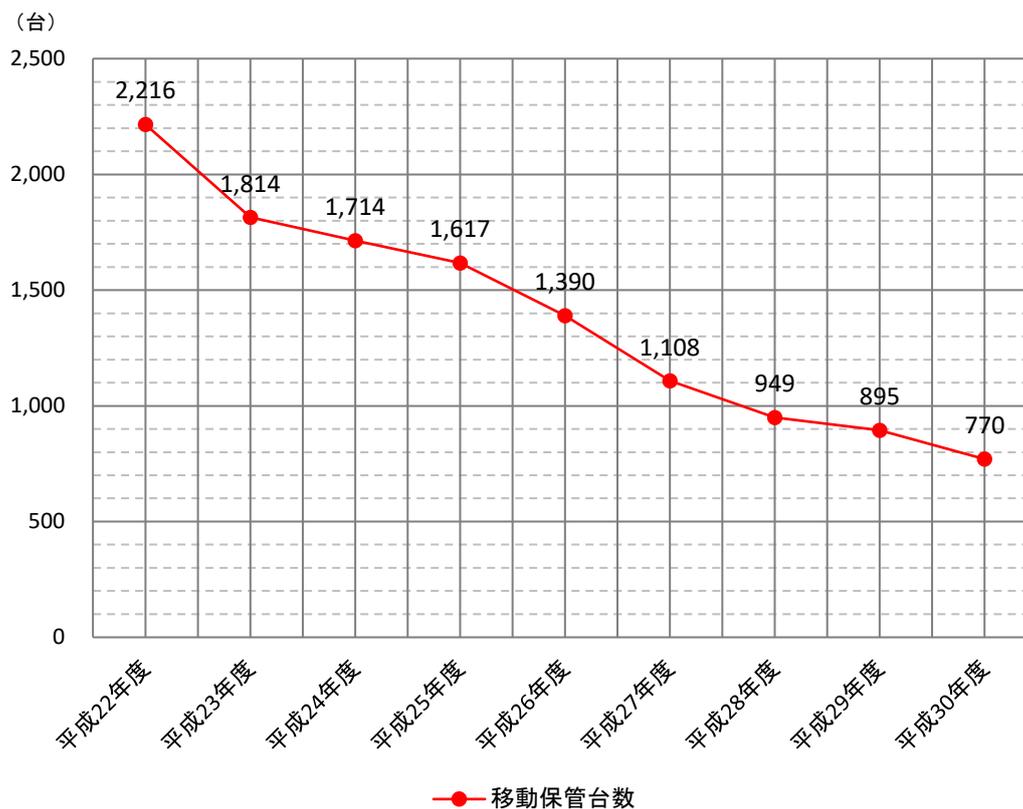
市内各駅の乗降客数が増加傾向にあるなか、これまで実施してきた自転車駐車場の設置や自転車利用者への駐車指導及び放置自転車の移動保管により、駅周辺の放置自転車禁止区域における放置自転車の移動保管台数は、年々減少している。駅周辺の放置自転車の更なる減少に向け、引き続き、自転車利用者への駐車指導及び放置自転車の移動保管に取り組んでいく必要がある。

また、駅への移動手段は自転車が最も多いことから、自転車駐車場については、民営を含めた駅周辺全体の利用状況を踏まえて提供していく必要がある。



出典) 摂津市統計要覧 (平成 30 年版)、国土地理院地図より作成

図 6 摂津市内各駅の乗降客数 (概数) と市営自転車駐車場設置状況



出典) 摂津市の実績より作成

図7 放置自転車の移動保管台数の推移

駅名	バス	自家用自動車	タクシー	自動車類	自動二輪	自転車	徒歩	その他	不明	計
千里丘	7.8%	2.8%	0.5%	0.0%	1.5%	20.3%	65.0%	0.0%	2.1%	100.0%
正雀	1.6%	1.4%	0.4%	0.0%	1.7%	25.2%	59.0%	0.5%	10.2%	100.0%
摂津市	4.3%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	21.0%	64.5%	0.0%	9.1%	100.0%
摂津	0.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.6%	82.0%	0.0%	6.4%	100.0%
南摂津	1.4%	2.5%	0.4%	0.0%	4.8%	38.5%	50.0%	0.0%	2.5%	100.0%
計	4.8%	2.1%	0.4%	0.0%	1.6%	<b>22.8%</b>	62.9%	0.1%	5.2%	100.0%

出典) 平成22年パーソントリップ調査 駅別 鉄道端末手段別 トリップ数(平日)より作成

図8 駅への移動手段の割合

### 3. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

本計画では、法の目的や基本理念及び国や府の推進計画を踏まえつつ、本市における自転車を巡る現状及び課題に対応するため、以下のとおり2つの目標を掲げる。また、これらの目標達成のために、具体的に実施する施策を定める。

<b>目標1 自転車を利用しやすいまち</b>
施策1 自転車通行空間の計画的な整備
施策2 駅周辺の交通対策
施策3 レンタサイクル事業の促進
<b>目標2 自転車事故のないまち</b>
施策4 自転車の安全利用の促進
施策5 自転車利用者への交通安全教育の推進

#### 目標1 自転車を利用しやすいまち

##### 施策1 自転車通行空間の計画的な整備

本計画の対象範囲は、摂津市全域とするが、全ての道路で自転車通行空間を整備することは現実的ではないため、以下の①～④を当面の整備対象路線として選定する。

- ① 市道のうち幹線・準幹線など交通量の多い路線
- ② 通勤・通学時間帯に自転車利用者の増加が想定される路線
- ③ その他自転車通行空間の連続性を確保するために必要な路線
- ④ 府道（整備は大阪府により実施する。）

整備対象路線のほか、既存の整備済み路線や自転車歩行者専用道路を含めて、摂津市域における面的な自転車通行空間のネットワークを構成する路線として選定した路線を別図「摂津市 自転車ネットワーク路線図」に示す。

今後、整備を順次進めていき、摂津市域における自転車通行空間のネットワーク化を図る。

別図に示す整備対象路線において実施する整備の形態は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月）」に示されている「車道混在（矢羽根型路面標示や自転車のピクトグラム）」（別紙参照）を基本とし、当面の整備を進める。

新たな自転車通行空間を確保するための用地買収を伴う道路拡幅や大規模改築は、多額の費用と期間を要するため、既存の道路幅員で整備可能な「車道混在」とすることで、自転車ネットワークの早期形成を図る。

別図に示している整備対象路線のうち市道の整備完了の目標は、以下の①～③のとおりにする。

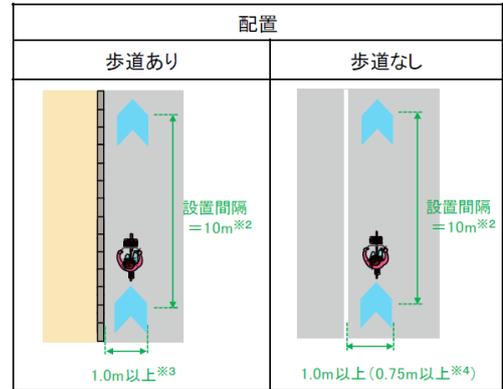
- ① 短期整備路線（約 6.2 km）：事業実施初年度から概ね 3 年以内  
（事業 1 年目～3 年目）
- ② 中期整備路線（約 5.2 km）：短期整備路線完了後から概ね 2 年以内  
（事業 4 年目～ 5 年目）
- ③ 長期整備路線（約 12.2 km）：中期整備路線完了後から概ね 5 年以内  
（事業 6 年目～ 10 年目）

なお、府道の整備時期については、大阪府の計画による。

また、本市では、大阪府の広域サイクルルート連携事業の社会実験に参加しており、今後「第2期摂津市産業振興アクションプラン」の観光資源として本市整備路線を位置付けて、本市の魅力を発信していく。



はなみずき通り（平成 28 年 3 月整備）



出典) 安全で快適な自転車利用環境創出

ガイドライン（平成 28 年 7 月改定）

図 9 自転車通行空間の整備事例（車道混在）

## 施策2 駅周辺の交通対策

自転車等の放置による通行環境の悪化を防止し、良好な環境を維持するため、駅周辺の放置自転車禁止区域における放置自転車の移動保管を適切に実施する。



JR 千里丘駅

図 1 0 駅周辺の放置自転車の移動保管状況

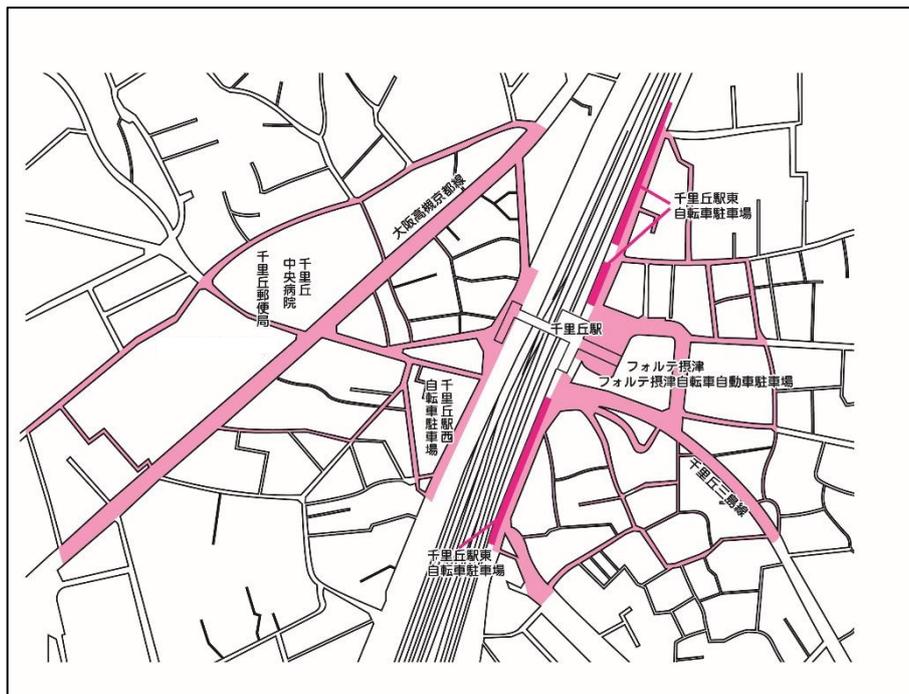


図 1 1 自転車等の放置禁止区域 (JR 千里丘駅周辺)

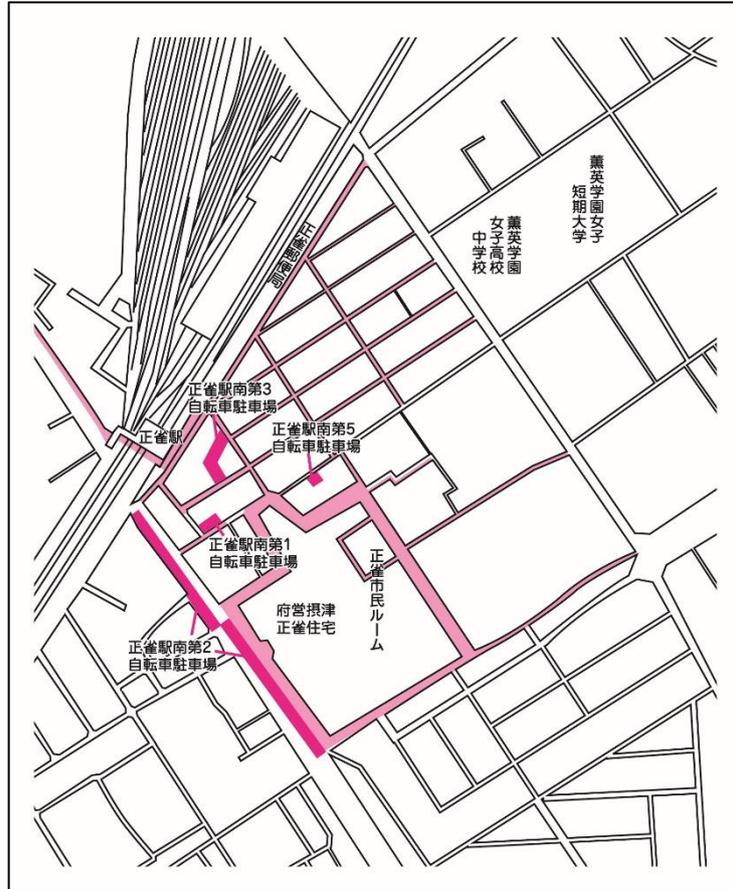


図 1 2 自転車等の放置禁止区域（阪急正雀駅周辺）

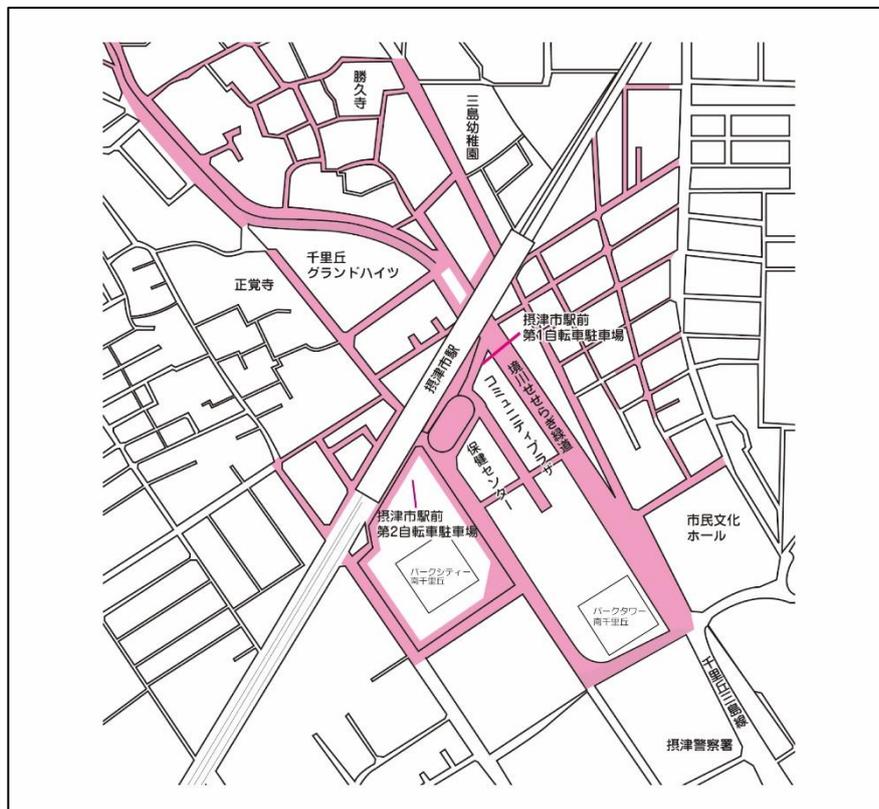


図 1 3 自転車等の放置禁止区域（阪急摂津市駅周辺）

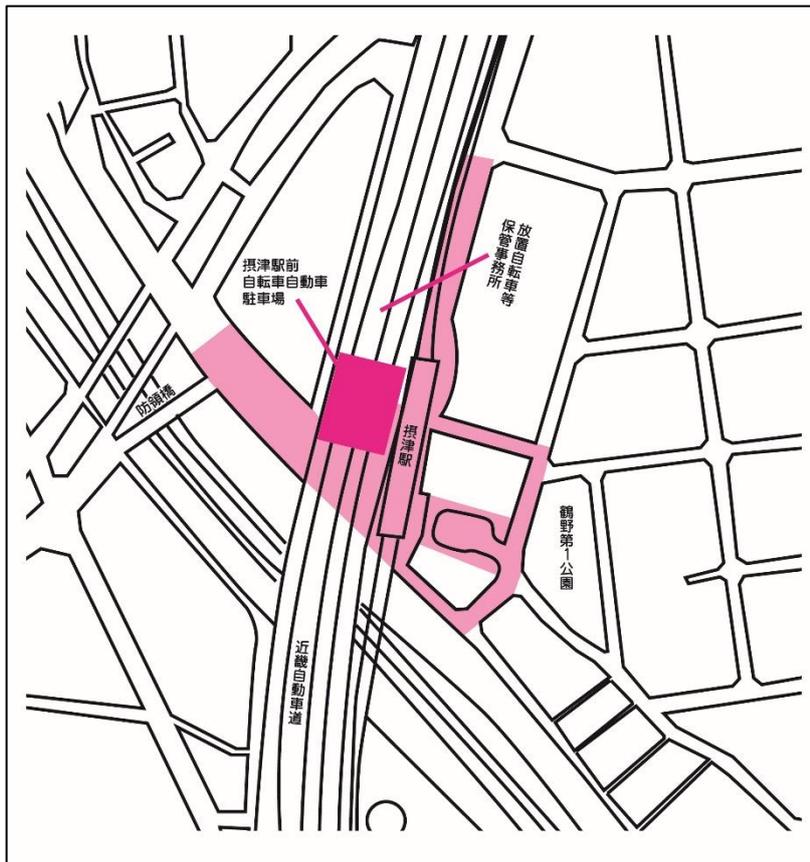


図1 4 自転車等の放置禁止区域（モノレール摂津駅周辺）

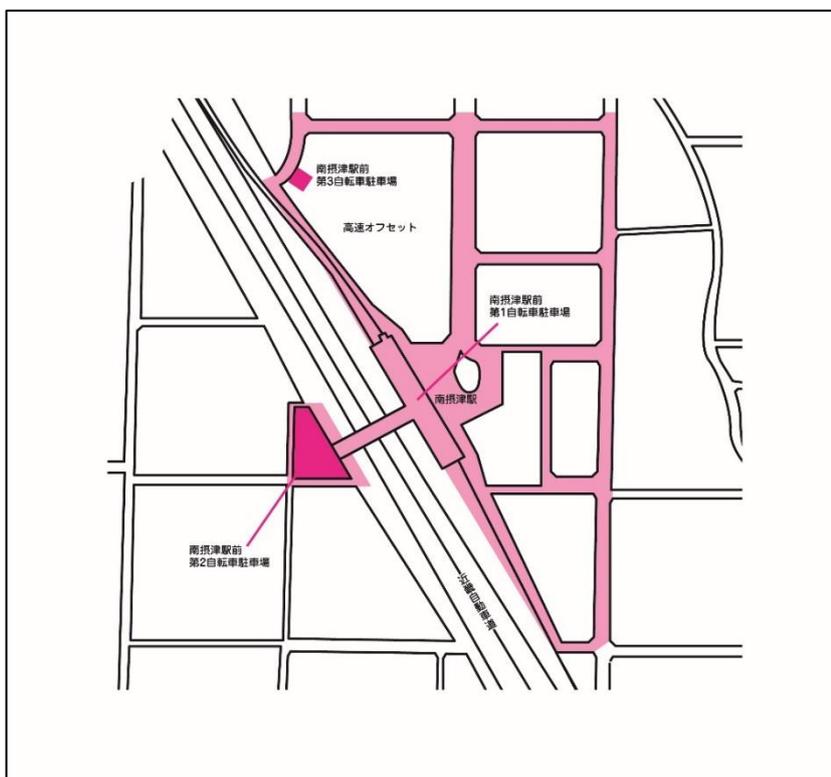


図1 5 自転車等の放置禁止区域（モノレール南摂津駅周辺）

また、民営を含めた駅周辺の自転車駐車場の利用状況を踏まえ、一時利用と定期利用の駐車台数の配分を変更するなど、利用者ニーズに応じて自転車駐車場を提供する。

整備前



整備後



自動車駐車場の一部を廃止して自転車駐車場を増設し、一時利用と定期利用の配分を変更して定期利用待ちを解消。(フォルテ摂津自転車・自動車駐車場 令和元年9月整備)

図16 自転車駐車場の整備事例

### 施策3 レンタサイクル事業の促進

レンタサイクル事業は、公共交通機関である鉄道の端末交通として鉄道利用者の利便性向上や駅周辺の放置自転車の抑制が期待できることから、鉄道等の民間事業者と連携し、市内で実施されているレンタサイクル事業の継続やシェアサイクル事業への展開を促進する。



モノレール摂津駅

図17 摂津市におけるレンタサイクル事業の実施例

## 目標2 自転車事故のないまち

### 施策4 自転車の安全利用の促進

市民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導及び啓発の実施により、自転車の安全な利用を促進する。また、摂津市自転車安全利用倫理条例により義務付けられている自転車損害賠償保険等の加入を促進する。



## 知っていますか？ 自転車の交通ルール



自転車は車の仲間である軽車両といえます。道路交通法により、守るべきルールが決まっています。しかし、気軽な乗り物であることから、正しいルールを知らずに危険な運転をして、交通事故に遭う人が後を絶ちません。事故の被害者にも加害者にもならないよう、自転車の交通ルールを身に付け、しっかり守りましょう。

<b>信号・一時停止を必ず守りましょう</b> <input type="radio"/> 信号無視 <input type="radio"/> 一時不停止 <b>罰則</b> 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金	<b>自転車の点検・整備をしましょう</b> <input type="radio"/> ブレーキ故障車運転 <b>罰則</b> 5万円以下の罰金	<b>摂津警察からのお知らせ</b> 自転車利用者の皆さん <b>悪質・危険な行為の指導取り締りを強化します</b> ※ 信号無視、一時不停止など <b>自転車に新しいルールが!</b> ※ 交通安全意識の向上を図る <b>自転車運転者講習を受講</b> ※ 9割以上の合格率 ※ 受講料2,000円 <b>5万円以下の罰金</b> ※ 悪質な自転車運転者 ※ 1年以上の免許停止を受けた悪質な自転車運転者 ※ 1回以上の事故の当事者となった自転車運転者 ※ 交通ルールを守りましょう! 大阪府警本部のHPもご覧ください。 <a href="https://www.osjpc.pref.osaka.lg.jp/03kokuu/topica/items/va_kosyuu.html">https://www.osjpc.pref.osaka.lg.jp/03kokuu/topica/items/va_kosyuu.html</a> QRコードを読み込んでください。
<b>危険・迷惑な乗り方はやめましょう</b> <input type="radio"/> 酒酔い運転 <b>罰則</b> 5年以下の懲役又は100万円以下の罰金 <hr/> <input type="radio"/> 並進 <input type="radio"/> 右折方法違反 <b>罰則</b> 2万円以下の罰金又は料料 <hr/> <input type="radio"/> 危険な二人乗り <b>罰則</b> 2万円以下の罰金又は料料 <hr/> <input type="radio"/> 危険な運転(傘さし等) <b>罰則</b> 5万円以下の罰金 <hr/> <input type="radio"/> 夜間の無灯火走行 <b>罰則</b> 5万円以下の罰金	<b>自転車通行可の歩道を走るときは歩行者が優先です</b> <input type="radio"/> 歩道を通行するときの義務 道路標識などで許可されている場合は歩道を走りますが、その場合でも歩道の車道寄りを通行しなければならず、歩行者の通行を妨げる時は一時停止しなければなりません。 <b>罰則</b> 2万円以下の罰金又は料料 <hr/> <b>幼児・児童の安全のために</b> <input type="radio"/> 子どもの安全を守るのは保護者の責任です ※ ハンドルから奥側に手を離さない ※ 子どもを乗せたまま自転車から離れない ※ 子どもは最後に乗せ、最初に乗ろす <input type="radio"/> 万一の場合に頭部を守るため、『幼児・児童用自転車ヘルメット』の着用を心掛けましょう	

### 自動車並みの賠償と損害！ 甘く見ると危険な自転車事故

賠償額	事故の概要	自転車事故でも被害の大きさにより高額な賠償金を支払わなくてはならない場合があります。
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅中に自転車で行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は顔がい骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)	この賠償責任は、 <b>未成年といえども責任を免れることはできません!</b> 
4,043万円	男子高校生が朝、赤信号で交差点の横断歩道を自転車で行中、男性(62歳)が運転するオートバイと衝突。男性は脳室内出血で13日後に死亡した。(東京地方裁判所 平成17年9月14日判決)	

出典) 摂津市ホームページ

図18 自転車の交通ルール

**1 自転車は、車道が原則、歩道は例外**

ただし、以下の場合は歩道を通ることができます。

- ①「歩道通行可」の標識や道路標識がある場合
- ②13歳未満の子どもや70歳以上の人、身体障害者が運転する場合
- ③道路工事をしていたり、道幅が狭くて車が多いなど、車道通行が危険な場合

▲「歩道通行可」の標識(上)と高低標識(下)

**2 車道は左側を通行**

後方からくる車に注意！  
道路(車道)の左側の端に寄る！

**3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**

歩行者の邪魔になりそうときは一時停止！

※下記の「通行指定部分」に限り、歩行者がいないときは、すぐ徐行に移ることができる安全な速度で通行できます。

普通自転車通行指定部分▶

**4 安全ルールを守る**

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

■交差点では、まず一時停止！

- 標識がある交差点では、必ず一時停止しなければなりません。

■夜間はライトを点灯し、反射材も活用！

■青信号でも車に目配り！

■自転車も飲酒運転は禁止！  
罰則(酒酔い運転)・・・5年以下の懲役または100万円以下の罰金

**5 子どもはヘルメットを着用**

★自転車を運転する13歳未満の子どもや、補助いすなどで自転車に乗る6歳未満の子どもにヘルメットを着用させるよう努めることは、保護者の義務です。

**自転車安全利用五則**

自転車事故は、歩行者事故の2倍も多発！  
「五則」を守り、安全利用に努めましょう！

しっかりとって、事故防止！

**摂津市・摂津警察署**

出典) 摂津市ホームページ

図19 自転車安全利用五則等による通行ルールの周知



香露園交差点



摂津郵便局前交差点

図20 自転車利用者への指導及び啓発

## 施策5 自転車利用者への交通安全教育の推進

自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室を開催する。また、免許証を返納した高齢者の移動手段として自転車の利用が多いことから、移動保管した自転車のうち引き取りのない自転車を活用した新たな支援制度を実施するとともに、高齢者を対象とした交通安全教育の取り組みを強化する。



摂津小学校



味舌小学校

図21 市内全小学3年生を対象とした交通安全教室



摂津市立コミュニティプラザ

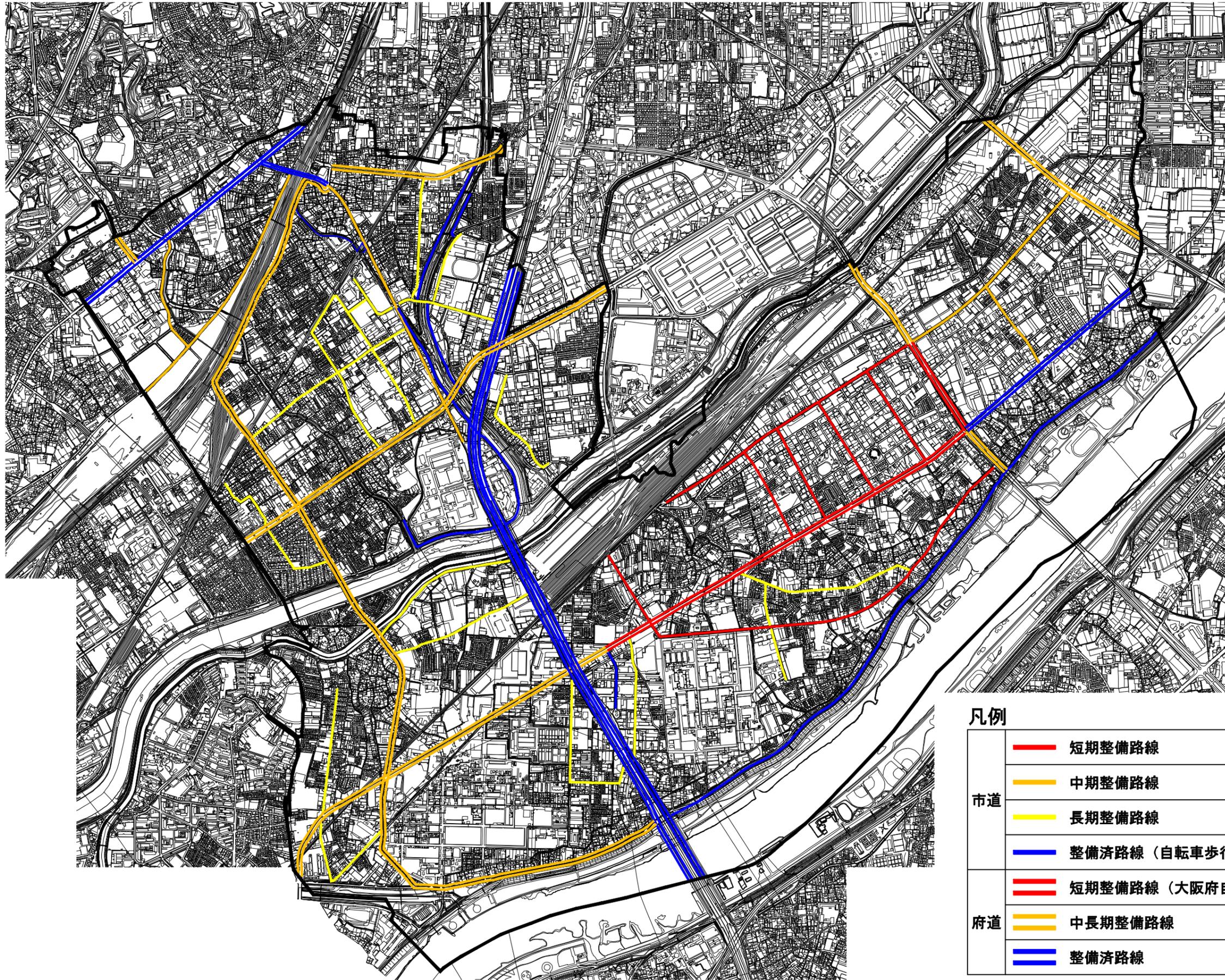


摂津市立コミュニティプラザ

図22 高齢者向け交通安全教室

# 摂津市 自転車ネットワーク路線図

別図



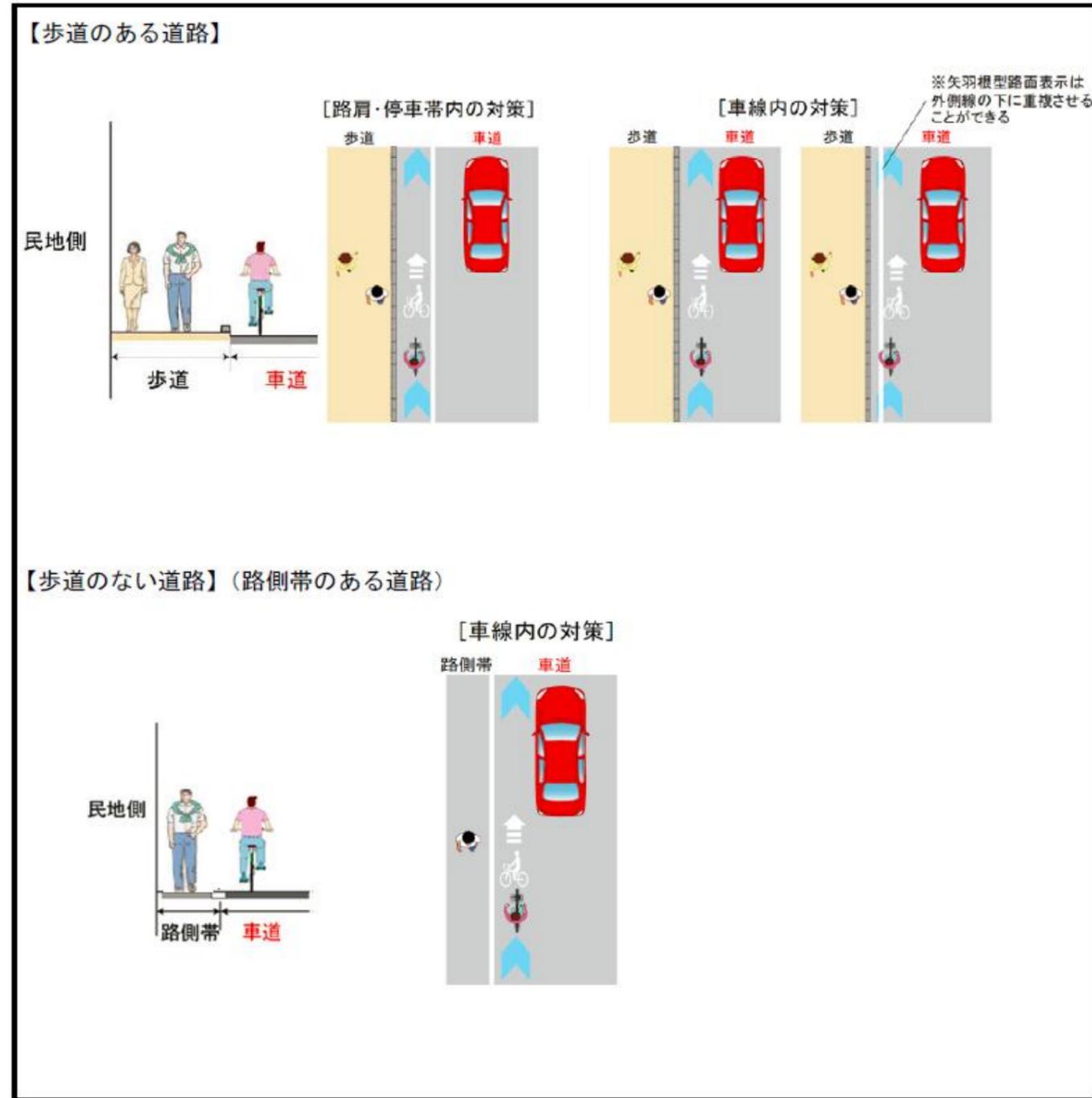
## 凡例

市道	<span style="color: red;">—</span>	短期整備路線
	<span style="color: orange;">—</span>	中期整備路線
	<span style="color: yellow;">—</span>	長期整備路線
	<span style="color: blue;">—</span>	整備済路線（自転車歩行者専用道路含む）
府道	<span style="color: red;">—</span>	短期整備路線（大阪府自転車通行空間整備計画位置付路線）
	<span style="color: orange;">—</span>	中長期整備路線
	<span style="color: blue;">—</span>	整備済路線

## 整備形態参考図

【出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成28年7月)】

### ●車道混在

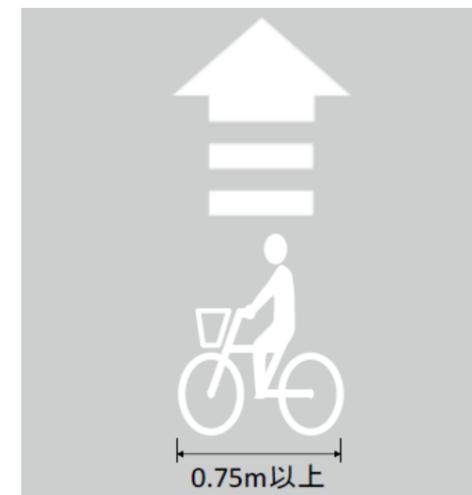


※車道混在については、利用者が交通規制のある自転車専用通行帯と混同することを防ぐため、帯状の路面表示については使用せず、混在することが想定される空間として、矢羽根型路面表示を設置することとする。

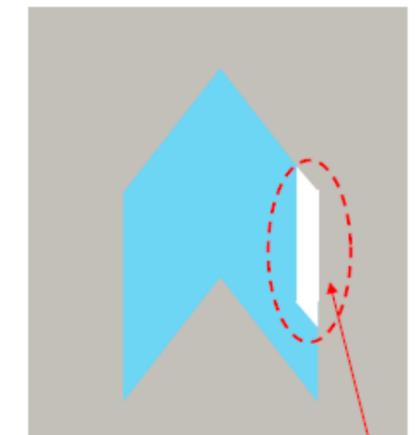
### 矢羽根型路面標示の標準仕様

	形状	配置	
		歩道あり	歩道なし
仕様(案)	<p>&lt;標準形&gt;</p> <p>幅=0.75m以上<sup>※1</sup></p> <p>長さ=1.50m以上</p> <p>角度=1:1.6</p> <p>道路幅員が狭く、歩行者を優先させる道路(生活道路など)では、必要に応じて、以下を採用。</p> <p>幅=0.75m</p> <p>長さ=0.60m</p> <p>角度=1:0.8</p>	<p>設置間隔=10m<sup>※2</sup></p> <p>1.0m以上<sup>※3</sup></p>	<p>設置間隔=10m<sup>※2</sup></p> <p>1.0m以上(0.75m以上)<sup>※4</sup></p>
備考	<p>※1: 自転車は、車道や自転車道の中央から左の部分を、その左端に沿って通行することが原則である。このため、路面表示の幅員は、標準仕様を用いない場合でも、この原則を逸脱しない範囲で適切な形状を設定するとともに、自転車通行空間として必要な幅員を自転車と自動車の両方に認識させることが重要である。</p> <p>※2: 矢羽根型路面表示の設置間隔は10mを標準とし、交差点部等の自動車と自転車の交錯の機会が多い区間や、事故多発地点等では設置間隔を密にする。</p> <p>※3: 路面表示の幅員は、側溝の部分を除いて確保することが望ましい。</p> <p>※4: 現地の交通状況に応じて、0.75m以上とすることもできる。</p>		

自転車のピクトグラムの例



矢羽根型路面標示の夜間視認性向上策の例



緑に「白線(高輝度タイプが望ましい)」を設置



せつつ人生100年ドライブ